

要請のあった「真実に基づいた発言をお願いします」ということについて、どのように考えているか、伺う。

古場議員 真実な発言もしなきゃいかんですね、これね。それで、また答弁も正解なる答弁もしていただかないと困るんですけども、やはり議場でやりとりするときには、答弁のできないような方もいらっしゃると思いますし、やはり感情的になつて、質問に対して真実を外れるときもございました。申し訳ございませんでした。やはり真実、本当のこと、データ、人から聞いたことじやなくて、要は本当の質問をしなきゃいけないというように反省しております。

委員長 辞職勧告決議案の審議中の弁明は、あなたの意を尽くしていますか、伺う。

古場議員 そのとおりやつております。

委員長 3月2日の本会議において「いろんな方のうわさの中でありますが、いろんなテープ等を起こして再度調べます。」と議長に約束したが、その結果はどうでしたか、伺う。

古場議員 全部のテープというのは不可能なんですよね。いろんな方のも混じっていますから、その一人の方の集中して入れるということもできませんので。電話も5台ありまして、1カ所だけが録音で

きるシステムで、ほかのところでもつたときには、全然入っていない。それで、やはりテープを起こして、そういうふうな内容、また私に対しての情報、それからありといいますが、「やれ、もつとやれよ、徹底的にやれよ」とか、そういうしかけといいますが、徹底的にあれをやつとけると、そういうテープを一応起こして、こういうやはり自分手を汚さないで、人にやらせて、それから賛成に回るといことは、非常にけしからんということ、これを出したんです。

委員長 地方自治法第132条に「品位の保持」として、普通地方公共団体の議会の会議または委員会においては、議員は無礼の言葉を使用し、または他人の私生活にわたる言論をしてはならないと規定されている。そこで、一連の真実によらない発言について、議会人としてどのように対処するのか、伺う。

古場議員 今になって、これは勉強不足で、本当に申し訳なく思っております。また、本当に浅はかだったと、そう思っております。

委員 業者とか、電話とか、あるいは世論の話とか、そういう話があったが、自分で裏づけ調査をちゃんとされて根拠のある問題として出されたのか。

古場議員 それは、要はこれは大先輩であります先生のお話を4年余り聞かされて、それを鵜呑みにしたといえますか、本当に今、浅はかだったと反省しております。どうも申し訳ないです。

委員 今、謝られたが、先ほども古場議員の発言の中で、答弁の中で、あおりとか、けしかけとか、人にやらせていてどうかがあったが、やはり自分で必ずそういう実態や証拠をつかんでからやるべきで、たとえ信頼できる人であっても、本当に裏づけをとって、証拠をつかんでから発言する必要があると思う。人の、他人のせいにしてはならない。

古場議員 それも十分反省しております。今後、本当に今度のことで、いろんな勉強になりました。本当に申し訳ない。委員長が5千万円わいろをもらったというような発言をしてこういって状態になったが、これは市長の名譽を著しく傷つけたわけで、その市長に対して、どのように考えるのか。ややもすると、彼は政治生命を絶たれる、こういう状況に来るかもしれない。どのように考えているのか、伺う。

委員 どういう点を反省して謝罪しなければならないと考えているのか。それで、今後はそういう謝罪とは別に、今後もまだこの戦い、この件に対して継続して訴えていくものがあるのか、伺う。

古場議員 このテープを聞いてみると、いろんな選挙批判絡みの話も入っているんですよ。それで議員として、これが本当だったら、これは罪は罪として。今度やった浅はかなことは浅はかとしてというように考えております。

委員 今までの経緯の中で、どの部分を反省しなければならぬかと考えているのか具体的に伺う。

古場議員 どの部分で、私の政治、今年目なんですけれども、一人でこういう先輩の情報をいただきながら、また周りの地域の人の情報をいただきながらやってきましたけれども、周りの地域の方は議会には全然タッチしておられない方がほとんどですから、また野次馬的なこともありますし、私はやはり全体的にまだ浅はかだ、至らないところがたくさんあるということ、本当に反省しておる次第でございます。

委員長 当委員会として、このように古場議員等から、いろいろと聴取したが、極めて多岐にわたってきたので、本日古場議員の発言等々をよ

り精査し、改めて調査をしたいと思うと同時に、新たに名前の出てきた方からも意見を聞くことが必要かと思われれます。

以上のことから、さらなる調査を行うために、継続審査にするべく当委員会として決議したことを、併せて報告いたします。

古場正春議員の不当発言に関する調査特別委員会委員

委員長 山本正美
副委員長 山本義一
委員 京増良男
伊藤誠治
伊藤高明
北村新司
林政男
石橋輝勝

参考

・ 会議中議員は、自治法や会議規則に違反し、その他議場の秩序を乱す言動をしないこと。
〔地方自治法第129条〕

・ 本会議及び委員会においては、議員は、無礼の言葉を使用し、又は他人の私生活にわたる言論をしないこと。
〔地方自治法第132条〕

・ 議員は、議会の品位を重んじなければならない。
〔八街市議会会議規則第148条〕

・ 議員としての信念の発言と、事実に基づいたものでなければならぬのに、未調査のまま、噂のようなものを発言するなどは不見識と申せます。発言の一言一句は真実と信念のものとし、それらの責任は一身に受ける覚悟こそ大切でしょう。
〔Q&A議長・委員長必携・(株)きょうせい〕

・ 発言の自由と責任・・・発言が自由であるからといって、どんな内容の発言も許されるというものではない。おのずから節度のある発言でなければならぬ。たとえば、議場の秩序を乱したり、品位を落とすものであったり、議題とは、無関係の議員の人身攻撃にわたるような発言まで許されるものではない。(中略)発言者は、自己の発言に責任を持つことが要求される。議会での議員の発言は、いかなる思想、信条に立つものであると自由であることは前に述べたとおりであるが、発言の内容によっては自己の政治的、道義的責任を問われることもあり、さらに法令や会議規則に違反した発言は懲罰の対象となることもある。
〔議員必携・「編」全国町村議会学陽書房〕

議員の品位、発言等に関して条例等より抜粋しました。

議員の品位、発言等に関して条例等より抜粋しました。